

第1表 不当労働行為事件数

(件)

区分 年次	前 年 繰 越 件 数	新 規 件 数	取 扱 件 数	終 結 件 数	終 結 内 容				翌 年 繰 越 件 数	終 結 率 (%)
					命 令 決 定	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
S21～S24		(39)33	(39)33	(39)13	7	1	4	1	20	
S25～H27	20	1,943	1,963	1,953	333	919	469	232	10	
H28	10	22	32	15	1	10	2	2	17	46.9
H29	17	16	33	16	4	10		2	17	48.5
H30	17	22	39	23	3	14	2	4	16	59.0
H31・R元	16	14	30	17	1	10	3	3	13	56.7
R 2	13	13	26	15	3	10	1	1	11	57.7
R 3	11	8	19	8	1	4	1	2	11	42.1
計		(39) 2,071		(39) 2,060	353	978	482	247		

(注) 1 ( )は、旧法時代(昭和24年労働組合法改正前)の件数で、概数である。

2 終結率は、終結件数÷取扱件数×100で計算している。

令和3年における不当労働行為事件の取扱件数は、前年からの繰越しが11件、新規の申立てが8件、計19件であり、このうち8件が終結し、残る11件が翌年に繰り越された。

新規事件数は、昭和50年の58件から減少傾向で推移し、平成3年は昭和30年以降最低の13件となった。その後、増加傾向を示し、平成6年から平成17年までは20件台前半で推移してきたが、平成18年、19年は10件台へ減少した。20年以降は24年まで20件台後半から30件台と再び増加傾向で推移してきたが、25年以降は20件前後となっている。本年は前年と比べ5件減少し8件となり、現行労働組合法下で最低の昭和28年の9件を下回った。